

国民年金保険料 学生納付特例制度

■問合せ
室蘭年金事務所
(お客様相談室)
☎0143-50-1004
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

年金窓口



◆所得のめやす 118万円
(扶養親族等の数×38万円)
学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月初めに再申請(ハガキ形式)の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されていて、引き続き学生納付特例制度を希望の場合は、このハガキに必要事項を記入し返送してください。この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。

なお、平成29年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は室蘭年金事務所へご連絡ください。

オレオレ詐欺の 予兆電話に注意 しましょう

■問合せ
産業振興課水産・
産工グループ
☎74-3005

「ポリープができたので病院に行ったらカバンを盗まれた。」「病院に防犯カメラがあ

るので警察官に捜査してもらい、連絡がくるので電話に出てほしい。」といった家族を装うオレオレ詐欺の予兆電話が今年1月ごろから札幌市、小樽市、苫小牧市、室蘭市などで発生しています。2月上旬には実際に被害が発生しています。

室蘭市では80代の女性が1800万円をだましとられ、現金収集役は逮捕されましたが共犯者は逮捕されていません。

不審電話を受けた場合は、必ず家族に確認してください。

町に寄せられた ふるさと納税の 活用

■問合せ
総務課管財・情報
グループ
☎74-3000

町では、平成26年度よりふるさと納税(寄附)により洞爺湖町を応援して頂いた方に対し、お礼として町内の特産品などをお返しする制度を行っています。

これまでに頂いたふるさと納税(寄附)の金額などは、

約8000万円です。(このうち、約半分はお礼の品の経費として使用されます。)これを財源として平成28年度から、中学生の机・イスやスクールバスの購入に充てています。平成29年度からは保育料の半額助成、出産祝い金の支給、小学生の机・イスの購入など、子育て支援を中心に活用します。



行政に関わる くらしの無料 相談会開催

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

相続手続き、遺言書の作成や、契約手続き、また官公署に提出する書類の作成などの相談に応じます。事前の予約は不要です。

■日時 4月15日(土) 9

時30分〜12時

■場所 母と子の館研修室

■問合せ 北海道行政書士会

室蘭支部 (☎76-3538)

担当後藤) / 役場住民課住民

・戸籍年金グループ

■主催 北海道行政書士会

室蘭支部

無料法律相談会 開催

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

金銭、相続、夫婦間、交通事故、消費者問題のトラブルなどの相談に応じます。

必ず2日前の17時までに事前予約してください。定員(3人)になり次第締め切ります。

■日時 ①4月20日(木)

②5月18日(木) 13時30分〜

15時

■場所 虻田ふれ合いセン

ター

■担当 ①林 正樹弁護士

(伊達噴火湾法律事務所) ②

高村真人弁護士(むろらん法

律事務所)